社会福祉法人やくも福祉会
役員及び評議員の報酬並びに費用弁償に関する規程

（目的及び意義）
第１条　この規程は、社会福祉法人やくも福祉会（以下「この法人」という。）の定款第９条及び第２３条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（定義等）
第２条　この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。
（１）役員とは、理事及び監事をいう。
（２）常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。常勤役員のうち、理事は常勤理事及び監事は常勤監事という。
（３）非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
（４）評議員とは、定款第５条に基づき置かれる者をいう。
（５）報酬等とは、社会福祉法第４５条の３４第１項第３号に定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わない。
（６）費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費（交通費、宿泊費）等であって、報酬等とは明確に区分されるものとする。

（報酬等の支給）
第３条　この法人は、役員に職務執行の対価として報酬等を支給する。
２　評議員には、定款第９条で定める金額の範囲内で、報酬等を支給する。
３　常勤理事で職員としての立場を有する者に対しては、報酬等は支給しない。ただし、正規の勤務時間外に開催される理事会等に出席し、職員としての給与等が支払われない場合においては、非常勤理事に準じて報酬等を支給する。

（報酬等の額の決定）
第４条　この法人の全理事の報酬総額は、年間３００万円以内とする。
２　この法人の全監事の報酬総額は、年間３０万円以内とする。
３　理事長の報酬月額は、２０万円とする。
４　この法人の常勤理事の報酬月額は、別表「常勤理事俸給表」に定めるとおりとする。
５　各々の常勤理事の報酬月額は、別表「常勤理事俸給表」のうちから、評議員会の決議に

よって定めるものとする。
６　非常勤理事に対する報酬は、別記１「非常勤理事の報酬」に定める額とする。（但し、理事長は除く）
７　各々の監事の報酬は、別記３「監事の報酬」に定める額とする。
８　個々の評議員の報酬は、別記２「評議員の報酬」に定める額とする。

（費用弁償の支給）
第５条　この法人は、役員及び評議員がその職務の執行にあたって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。
２　常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は一般職員通勤費支給基準に準ずる。
３　役員及び評議員には、出張に要する旅費（交通費、宿泊費）を、一般職員出張旅費基準に準じて出張費として支給することができる。

（報酬等の支給日）
第６条　常勤役員の報酬は、毎月２５日に支払うものとする。なお、支給日が土日、祝日にあたる場合は、翌営業日に支払うものとする。
２　非常勤役員及び評議員の報酬は、必要の都度、支払うものとする。

（報酬等の支給方法）
第７条　報酬等は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。
２　報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

（公表）
第８条　この法人は、この規程をもって、社会福祉法第５９条の２第１項第２号に定める報酬等の支給基準として公表する。

（改廃）
第９条　この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

（補足）
第１０条　この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を経て、別に定めるものとする。

附則

１　この規程は平成２９年６月２５日（評議員会議決日）から施行し、平成２９年４月１日から適用する。

２　この規程は、平成３１年４月１日より一部改正し施行する。

３　この規程は、令和６年６月２３日（評議員会議決日）より一部改正し施行する。

４　この規程は、令和８年６月１８日（評議員会議決日）より一部改正し施行する。

別表　常勤理事俸給表

号	月額（円）
１	３５０，０００
２	２５０，０００
３	２００，０００
４	１８０，０００

別記１　非常勤理事の報酬

理事：理事会・評議員会出席の都度、１人一律５，０００円（乙欄の源泉所得税等徴収後）

理事：法人事務業務に従事した場合、１日５，０００円（乙欄の源泉所得税等徴収後）

別記２　評議員の報酬

評議員会出席の都度、１人一律５，０００円（乙欄の源泉所得税等徴収後）

別記３　監事の報酬

理事会、評議員会、監事監査会並びに研修会等の出席の都度、１人一律５，０００円（乙欄の源泉所得税等徴収後）